

子どもの権利委員会第 74 会期閉幕

2017/02/04

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 74 会期が閉幕した。今日の会合では、バルバドス、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エストニア、ジョージア、マラウイ、セルビア、セントビンセント・グレナディーン の報告書に対する最終見解と勧告が採択された。会期中には、子どもの権利条約締約国との第 9 回非公式会合が行われ、また、路上で生活する状況にある子どもたちに関する一般的意見 21 号が採択された。次の第 75 会期は 5 月 15 日～6 月 7 日に開催され、子どもの権利条約と選択議定書に関するアンティグア・バーブーダ、ブータン、カメルーン、レバノン、モンゴル、カタール、ルーマニア、ロシア、米国の報告書の審査が行われる予定である。子どもの権利条約の締約国は現在 196 カ国であり、子どもと武力紛争、子どもの売買・買売春・ポルノ、個人通報に関する選択議定書の締約国はそれぞれ、166 カ国、173 カ国、31 カ国である。

EU の移住者の権利保護について高等弁務官が声明

2017/02/07

国連人権高等弁務官事務所

中央地中海の移住管理の問題などが討議された EU 首脳会議について、ゼイド人権高等弁務官が 2 月 3 日に声明を発表していた。主な内容は以下のとおり。EU 指導者に対して、ノン・ルフールマン原則の尊重とすべての人権の保護を今回の討議の基本とするよう求めたい。EU はリビア沿岸警備隊に捜索救助の研修などを行うことによって、その能力を強化し、EU 諸国の移住協定を促進するよう提案しているが、重要なのは、しかるべき政策を実施することである。EU に対して、沿岸警備隊など当局が救助者の権利を保護するための研修を行うとともに、フォローアップの監視制度などを設けるよう求めたい。EU は、沿岸警備隊の厳正な審査手続と包括的人権規範の確保のために、自身の研修・支援プログラムを検証すべきである。恣意的抑留、拷問、殺害、性的虐待などが大規模に行われているリビアは、人々が帰還する安全な国とは決してみなすことはできない。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2017/02/09

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 66 会期が 2 月 13 日～3 月 3 日に開催される。この会期では、女性差別撤廃条約の実施状況に関するウクライナ、アイルランド、ヨルダン、エルサルバドル、ドイツ、スリランカ、ルワンダ、ミクロネシアの報告書の審査が行われる。また、これらの国の状況について、NGO や国内人権機関との会合も行われる。公開の会合の様子はインターネットで中継される予定である (<http://webtv.un.org/meetings-events/>)。女性差別撤廃条約は 1979 年に国連総会で採択され、1981 年に発効した。女性差別が定義され、差別中止のための国の行動が定められおり、条約締約国は女性差別を終わらせるための一連の措置をとることを約束している。現締約国は 189 カ国である。2000 年には、委員会の個人通報審査権限に関する選択議定書が発効し、現締約国は 108 カ国である。委員会は、日本の林陽子さんなど 23 人の専門家から成る。

女性差別撤廃委員会第 66 会期開幕

2017/02/13

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 66 会期が開幕した。今会期では、ウクライナ、アイルランド、ヨルダン、エルサルバドル、ドイツ、スリランカ、ルワンダ、ミクロネシアの報告書の審査が行われる。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、世界中で見られる移住者や難民の大規模移動によって、ジェンダーに基づく暴力が深刻化している今、女性差別撤廃条約の原則と女性差別撤廃委員会の各国への助言がいっそう重要になっていると強調した。また、「2030 アジェンダ」と条約をリンクすることは、持続可能な開発目標を実施する各国を支援し、ジェンダーの平等達成と女性・少女のエンパワメントに関する各国の説明責任を強化する大きな可能性をもつと述べた。今日の会合では、委員長を務めた林陽子さんなどに代わる新役員として、委員長にリトアニアの委員、副委員長にナイジェリア、イスラエル、キューバの 3 名の委員、報告者にフィリピンの委員が選出された。

人権高等弁務官が 2 億 5,300 万ドルの資金援助を訴え

2017/02/15

国連人権高等弁務官事務所

ゼイド人権高等弁務官が資金援助を求める声明を発表した。主な内容は以下のとおり。人権高等弁務官事務所は、約 60 の現地活動を行い、世界中の国際・地域機関と連携し、人権の主張、法律や憲法に関する助言、政府当局や NGO の研修、事実調査などを通して、すべての人々の一層の人権保護に貢献している。しかし慢性的・大幅な資金不足の状況にあり、資金援助母体をより多くの国連加盟国に広げ、より幅広い民間資金提供者の参画を促す必要がある。わが事務所に提供される国連の通常予算は 1 億 756 万ドルであるが、これに加えて今年度の活動計画のためには 2 億 5,290 万ドルの資金が必要である。皆さんの支援があれば、人権危機のエスカレートの防止、各国での民主的活動や公平な法の支配の主張、適正な移住管理への貢献、「2030 アジェンダ」の促進を行うことができる。今こそ人権のために立ち上がる時である。われわれは皆さんが援助して下さることを期待している。

社会権規約委員会開催の予定

2017/02/16

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 60 会期が 2 月 20～24 日に開催される。この会期では規約締約国の報告書の審査はなく、ビジネスと人権に関する一般的意見草案の討議などが行われる。規約締約国の報告書の審査は、次会期に行われる予定である。社会権規約は 1966 年に採択され、1976 年に発効した。規約は、締約国の権利実現の義務、男女同等の権利などに続いて、労働、公正かつ良好な労働条件の享受、労働組合の結成・加入、社会保障、家族・母親・子ども・年少者のできる限り広範な保護・援助、相当な生活水準、到達可能な最高水準の身体・精神の健康の享受、教育、文化的な生活への参加に関する権利を規定している。現締約国は 165 カ国である。また、個人通報と調査制度に関する選択議定書が 2008 年に採択され、2013 年に発効した。現締約国は 22 カ国である。日本は、社会権規約には加入しているが、選択議定書には現在のところ加入していない。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2017/02/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 18 会期が 2 月 20～24 日に開催される。この会期では、ハンセン病患者とその家族に対する差別撤廃、違法資金の流れと本国への不送金が人権にもたらす悪影響、同伴者のいない移住者の子どもと青少年、人権の促進・保護のための地域協定、諮問委員会の調査へのジェンダーの視点の組入れなどが討議される予定である。また今回初めて、「後発開発途上国と小島嶼開発途上国の参加を支援するための技術支援信託基金」による支援を受けた 11 名(ブータン、カーボヴェルデ、ジャマイカ、マーシャル諸島、ミクロネシア、ミャンマー、パプアニューギニア、セネガル、東ティモール、トンガ、トリニダード・トバゴ)との討議が行われる。諮問委員会は、人権理事会の諮問機関として 2008 年に設立された。年 2 回会合を開き、人権理事会の要請に従って調査と助言を行う。18 名の独立専門家から構成され、日本の小畑郁さんも委員を務めている。

世界社会正義の日に向けた声明

2017/02/17

国連人権高等弁務官事務所

2月20日の世界社会正義の日に向けて、民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家と一方的・強制的措置が人権に与える悪影響に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。すべての国連加盟国は、国連憲章とその前文に規定されているように、平和と人間の尊厳を促進させることを誓約している。一層の社会正義が保たれた、より良く、より公正な将来のために、今こそこの誓約は行動を必要している。行動には、少なくとも21世紀の経済的・社会的諸問題に対処するために、各国の政策余地と一層の柔軟性が求められる。また国際連帯では、すべての国がグローバル化の恩恵を受け、誰も置き去りにしないことが確保されるべきである。世界中で持続可能な平和を実現するために、われわれすべてが国際的に連帯し、社会正義のために活動しなければならない。ILOのモットーにあるように、平和を望むのであれば社会正義を育成しなければならないのである。

社会権規約委員会第 60 会期開幕

2017/02/20

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 60 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、社会的セーフティネットに期待できず失業するおそれのある人々が、安易な解決策を提示するポピュリストに容易に傾倒しかねないと述べた。また、昨年委員会は、性・生殖の健康と公正・良好な労働条件に関する 2 つの一般的意見を採択したほか、個人通報に関する選択議定書について相当な時間をかけて討議したことに触れ、もっと多くの国が議定書を批准するよう期待を表した。さらに、「2030 アジェンダ」にも言及し、委員会にとって社会権規約を促進するための契機となると述べた。続いて、社会権規約の締約国が 165 カ国になり、選択議定書に中央アフリカが加入したことを報告した。今日の会合では、新役員として、委員長にポルトガル出身の委員、副委員長に韓国、ポーランド、エジプトの 3 名の委員、報告者にスリナム出身の委員が選出された。

アラブ地域の人権会議

2017/02/20

国連人権高等弁務官事務所

アラブ地域の紛争状況に関する地域会議が2月20～21日、カタール・ドーハで開催される。この会議には、アラブ全域の国会議員、国内人権機関、主要地域機関、NGOの代表、イラク、リビア、レバノン、パレスチナ、イエメン、ジュネーブの国連人権専門家、国連人権高等弁務官事務所のドーハ研修所などが参加する。会議の冒頭で基調演説を行う予定の人権副高等弁務官は、「今回の会議は互いの意見に耳を傾け、アラブ地域のすべての人々の人権の保護を促進する最善の戦略を見出す機会である。この会議で緊急事態に関する意見が一致すれば、われわれは大いに力づけられることになる。同時にわれわれは、紛争を防止し、進行中の紛争が民間人にもたらしている影響を最小化し、すべての人々に長期的和平と安定を確保する方法で、紛争後の崩壊した社会を再建するために、人権原則を実践することができるのである」と述べている。

社会権規約委員会 ビジネスにおける政府の義務を討議

2017/02/21

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会では、ビジネス活動における社会権規約上の政府の義務に関する一般的意見草案について、一般討議が行われた。冒頭に発言したチリ代表は、ビジネス活動に関する人権義務の履行方法について政府に指針を示すことはきわめて重要であり、ビジネスと人権のテーマは分野横断的で、根本的な諸原則と規約上の権利・義務を含むものであると述べた。委員は、一般的意見草案には政府の最低義務が規定されており、今回の討議で各国から意見を聞き、6月の会期で合意に達することを期待していると述べた。その後の討議はセッションに分かれ、①一般的意見の合理性・内容・範囲、②尊重・保護・履行すべき政府の義務、③領域外の場合、④救済へのアクセスが議題とされた。討議では多くの政府・機関の代表が発言した。日本政府代表も②で発言し、刑事制裁・行政罰を定めるパラグラフ 18 について、制裁は被害に比例し適正でなければならないと述べた。

人権理事会開催の予定

2017/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第34会期が2月27日～3月24日に開催される。この会期では、40を超える人権テーマ、45カ国以上の人権状況など広範な問題に関して、約30の人権専門家と調査機関から100を超える報告書が提出される予定である。取り上げられるテーマは拷問、宗教・信念の自由、平和的集会、子どもの権利、テロ対策、プライバシー権、人権擁護活動家、障害者の権利などであり、国別状況では、北朝鮮、イラン、ミャンマー、エリトリア、ブルンジ、シリア、南スーダン、パレスチナ、中央アフリカ、マリ、ハイチなどについて報告がある。また、死刑、気候変動と人権、障害者の権利、子どもの権利、医薬品へのアクセス、妊産婦の死亡率、人種的プロファイリング、シリアにおける恣意的抑留と強制失踪などに関する10のパネルディスカッションも行われる。人権理事会は2006年に設立された。47の理事国から構成され、現在は日本も理事国を務めている。

人権専門家が有害大気汚染物質を懸念する共同声明

2017/02/23

国連人権高等弁務官事務所

有害物質、健康、環境に関する3名の特別報告者、高齢者に関する独立専門家、多国籍企業に関する作業部会議長が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。WHOの推定では、毎年約700万の若年死が大気汚染に関連しており、ユニセフによれば、世界の子どもの7分の1すなわち3億人が非常に有毒な外気の中で生活している。このような脅威をまはや見過ごすことはできない。政府は有毒大気物質に人々が晒されることを防止・管理し、人権が悪影響を受けないよう保護する責務がある。しかし現実には、大気汚染の責任者は処罰を免れており、今こそ国際人権基準に基づいた緊急行動が必要である。エネルギー、工業、輸送分野で防止・管理対策を進めるために、国境を超えた協力が求められる。工業原料や車の有害排気の規制を改善し、廃棄物管理とリサイクルを強化し、再生可能エネルギーを推進する措置が不可欠である。

社会権規約委員会第 60 会期閉幕

2017/02/24

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 60 会期が閉幕した。今回は締約国の定期報告書の審査がない特殊な会期であった。会期中の 2 月 21 日には、ビジネス活動における社会権規約上の政府の義務に関する一般的意見草案について、一般討議が行われた。この一般討議には、招待された 11 カ国のほか規約締約国 19 カ国と EU、国内人権機関、市民社会組織、労働組合、企業弁護士、人権弁護士、研究者、学識経験者など 100 人以上が参加した。また、規約 15 条に関連して、経済的・社会的・文化的権利、開発、環境に関する一般的意見草案の討議も行われた。さらに、移住者と難民に関する声明が採択された。加えて、フォローアップに関する手続きを定期報告書の最終見解に今年 6 月から導入することが合意された。第 61 会期は 5 月 29 日～6 月 23 日に開催され、オーストラリア、リヒテンシュタイン、オランダ、スリランカ、パキスタン、ウルグアイの報告書の審査が行われる予定である。

人権理事会諮問委員会第 18 会期閉幕

2017/02/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 18 会期が閉幕した。今日の会合では 4 つの決議が採択された。すなわち、①ハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃について、ハンセン病差別撤廃を目的とする原則・ガイドラインの実施に関する暫定最終報告書案を採択し、人権理事会第 35 会期に提出する、②同伴者のいない移住者の子どもと青少年について、人権理事会第 36 会期に提出する最終報告書をまとめるよう起草グループに要請する、③違法資金の流れと本国への不送金が人権にもたらす悪影響について、人権理事会第 36 会期に提出する中間報告書をまとめるよう起草グループに要請する、④人権の促進・保護のための地域協定について、中間報告書案を諮問委員会第 19 会期に提出するよう起草グループに要請する、である。また、人権理事会に新たな研究テーマとして、「文化遺産の破壊が社会権に与える影響」を提案することも採択された。第 19 会期は 8 月 7～11 日に開催される予定である。

人権理事会第 34 会期開幕

2017/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 34 会期が開幕した。開会にあたり人権理事会議長は、今回のハイレベル・セグメントは、参加のための信託基金から支援を受けた後発開発途上国と小島嶼開発途上国の 11 名の代表を含む 107 名の高官が参加し、過去最大規模になることに歓迎の意を表した。グテーレス国連事務総長は、今日の難問への対処は防止が優先課題とされて初めて可能になるのであり、防止には紛争の根本原因への取組みと人権問題への早期の対応だけでなく、人権の積極的な促進と政府・機関・市民社会の強化も含まれると述べた。国連総会議長は国際社会に対して、いかにして難民の安全を確保し、弱者集団を外国人排斥と不寛容から守るかに取り組むよう求め、また、人権侵害の責任追及とその監視が重要であることを強調した。ゼイド人権高等弁務官は、非差別原則が国連憲章の前文で規定されており、人権が必要条件としてみなされていることを再認識するよう促した。

人権理事会 ハイレベル・セグメント開始

2017/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合ではハイレベル・セグメントが開始された。この会合では、パレスチナと 27 カ国(リビア、南スーダン、クロアチア、ポルトガル、スロバキア、パラグアイ、エルサルバドル、フィリピン、ヨルダン、チュニジア、オーストラリア、ルクセンブルク、ブラジル、デンマーク、イラク、セネガル、コロンビア、ナイジェリア、リヒテンシュタイン、モルディブ、オランダ、アイスランド、マルタ、ジョージア、韓国、カタール、タイ)の高官と国連開発計画(UNDP)総裁が発言した。南スーダン副大統領は、紛争解決合意文書の重要性を強調し、ジェンダー・性に基づく暴力などに関して、いかなる状況においても不処罰を許すつもりはないと述べた。ヘレン・クラーク UNDP 総裁は、持続可能な開発目標の達成に向けた努力が人権の保護・促進と不平等・差別への対処のために重要であると述べた。

人権理事会 平和構築への人権の貢献に関するハイレベル・パネル

2017/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、平和構築への人権の貢献に重点を置いた、人権の主流化に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。基調演説でゼイド人権高等弁務官は、人権は人々の苦しみを明らかにするだけでなく、解決する活動の根拠となるものであり、解決においては、人間の尊厳を優先し、自由権と社会権を不可分とみなし、そのための資金が必要であると述べた。第 71 回国連総会議長は、現在の紛争は推定 10 億人以上の人々に影響を与え、そのために大規模の移動が生じ、第 2 次大戦後最大の人道・難民危機を引き起こしていること、平和構築ではすべての関係者の対話と協力にさらに重点を置く必要があることを指摘した。討議では、社会権の実現が持続可能な開発と平和の達成の鍵であること、平和構築は法の支配、人権の尊重、司法と補償へのアクセス、犠牲者の支援・リハビリ・再統合のためのメカニズムの実現であることなどが主張された。

人権理事会 ハイレベル・セグメントで19名が発言

2017/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ハイレベル・セグメントが引き続き行われ、19カ国(カザフスタン、スペイン、ラトビア、アンゴラ、アルバニア、ベルギー、スリランカ、リトアニア、オーストリア、アルジェリア、ボツワナ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンゴ、サウジアラビア、ベトナム、パナマ、バーレーン、グアテマラ、スロベニア)の高官が発言した。スリランカの外相は、国際社会が支持する普遍的価値の多くがポピュリズムのために危機に直面していると述べた。ベトナムの副外相は、人権理事会に対して、食糧・相当な住居・ディーセントワーク・健康・教育の権利など、人々の日常生活に影響を与える問題についてもっと討議するよう促し、気候変動が人権に与える影響の軽減とともに、人々の社会的・経済的権利の改善、開発とジェンダーの格差解消のためにさらなる活動が必要であると述べた。

人権理事会 ハイレベル・セグメントで 16 名が発言

2017/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ハイレベル・セグメントが引き続き行われ、15 カ国(ハンガリー、ベネズエラ、英国、チリ、アゼルバイジャン、アルゼンチン、モンゴル、ウクライナ、アラブ首長国連邦、キプロス、コスタリカ、チェコ、ドイツ、ロシア、赤道ギニア)と赤十字国際委員会の高官が発言した。英国の外務政務次官は、人権理事会理事国に対して、現代の奴隷制を中止し、女性と少女の権利の促進を国内・外交政策の中心に置き、市民社会を強化するために努力するよう求めた。ロシアの副外相は、中東で体制を変化させようとする試みが、テロの火種となり、過去数世紀の進歩を台無しにしており、また、国連改革が加盟国の同意なく進められていると述べた。赤十字国際委員会の総裁は、国際人道法が武力紛争の有用な指針とされないために、暴力の悪循環が加速し、軍事行動において均衡性と事前通告の責任が回避される事態になっていると警告を発した。

国連人権理事会 ハイレベル・セグメントで18名が発言

2017/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、ハイレベル・セグメントが引き続き行われ、日本を含む16カ国、コモンウェルス、欧州評議会の代表が発言した。日本の滝沢求外務大臣政務官は、極めて多くの深刻な人権侵害と人道問題が人権理事会の課題となっていること、また、アジアでは基本的な人権尊重と法の支配に関わる問題が続いており、特に北朝鮮による拉致問題は依然として未解決であり、同国の制度的・広範な人権侵害を懸念する国際社会の声は2014年の調査委員会の報告書公表後ますます高まっていることを指摘した。そして、日本は国際社会の責任ある一員として、中東の過激主義防止などのために約60億ドルを提供することを含めて、深刻な人権問題への対応には支援・協力を積極的に拡大する所存であると述べた。さらに、人間の安全保障の概念は、日本の外交政策の支柱の一つであり、国連と国際機関と協力して人権の保護・促進に積極的に貢献していると強調した。